

かんじやと医療

第
80
号

(毎月1回)
1日発行

発行所

全国患者団体連絡協議会

東京都新宿区下落合3-15-29

〒161 田沼ビル 全腎協内

電話 03(952)5340

郵便振替東京7-36736

購読料 1部110円 6カ月分680円

理学療法の発展めざし

鍼灸・マッサージを守る会が発足

全国視力障害者協議会(全視協)と全国職業病対策実行委員会(全国職対連)が呼びかけた「はり・灸・マッサージを守る会(全国職対連)」が呼びかけた協、保団連、日社労組など医療関係団体、労働組合をはじめ、

九団体、二百三十六人が集り、全患連からは古川事務局長が参加しました。

「はり・灸・マッサージを守る会」は、七月十五日、中央、東京、大阪、京都、愛知、静岡各政党に対し「診療報酬から削除されたマッサージの復活、療

養途中の患者の打ち切り反対」など六項目の要請書にもとづいて、治療師や患者の実情を訴え協力を要請しました。



はり・灸・マッサージを守るため全国の鍼灸師、患者が集った

総会では、医労協、新医協など世話人団体があいさつをし、全視協から、はり・灸・マッサージ治療をほんとうに必要としている患者と共同して、日本の理学療法をいっそう健全で豊かに発展させる課題がいまこそ重要であり、国民の医学、医療の要求に沿って運動をすすめていきたいと報告がありました。

さらに各地の職業病患者団体から闘いの経験と決意表明があり、沓脱タケ子参議院議員の激励のあいさつをうけたあと、宣言を採択し今回の成果を各地で強力に発展させていくことを誓い合いました。(全表炎・石井)

おもな記事

高齢化社会と成人病 ②

厚生省技官 土居 眞

「堀木訴訟」最高裁不当判決

運動の交流広場

日患同盟・心臓病・全患協ほか

今の焦点と役立つもの

新刊紹介

「人工肛門・人工膀胱の知識」

読者のたより

8 7 6 4 3 2

事後重症制度

初めて健康保険をつかって診察を受けた日(初診日)から一年半たつ(廃疾認定日)と障害年金の受給条件ができるが、このときに障害年金に該当するほどの状態でない場合には受給できない。しかし、その後症状が悪化して、障害年金に該当するような状態になった場合は、申請して認められれば障害年金を受給できる。これを事後重症という。国民年金では六十五歳になるまでに悪化した場合は申請できるが、五十二年八月からの制度ができた厚生年金では「初診日から五年以内に症状が悪化したとき」と制限されており、全患連などはこの制限撤廃を要求している。

ひとくち辞典

高齢化社会と成人病

12

厚生省公衆衛生局結核成人病課

技官 土居 眞

「高齢化社会と成人病」と代の一人なのです。ペー
いうことで、この一年間、執ブーム、受験戦争、灰色の青
筆させていただきました。春、乱塾時代、学園紛争など

私の痛風も薬を真面目に飲 様々な言葉が生まれた世代で
んだせいか、この一年発作も す。丁度、私達が停年退職を
おきず、編集者の皆様には重 むかえる昭和八十五年の人口
い筆のためご迷惑をかけたも をみると、六十五歳以上の人口
の、休まず書き果たせ、最 口の占める割合は一八・八％
後の力をふりしほつて最終回 となっており、実に五人に一
を書き上げます。

△私達、団塊の世代は…
高齢化社会と一口に言いま 仮りに、十五〜六十五歳の人
すが、その捉え方は人様々で 達が、すべて働いて私達を養
す。私自身も、漠然と考えて つてくれると考えれば、三人
いたに過ぎません。このテー に一人が老人を養う勘定にな
マが与えられ、我が身をふり ります。しかし、実際には子
かえって見ますと、様々な不 どもも養わなければなりません
安が頭の中を横切ります。実 んし、また、全ての人が働く
を申しますと、私は昭和二十 とは限りませんが、もつと
三年生れで、ジャーナリズム 負担が多くなる可能性があります
をにぎわしている「団塊の世 ます。

このように考えると、高齢 化する限り、必要なものであ
化社会というのは、単に保健 ことは①自由に移動できる二
医療の分野だけ切りはなして ると考えております。
考えていても少しも解決には 人間一人一人が、このよう
なりません。 な健やかに生きる社会がきつ
り、労働に参加できる手をも きあげられていくことが現
そうした意味では、様々な 在、最も必要とされているの
専門分野の人々が知恵を出し ではないかと思ひます。

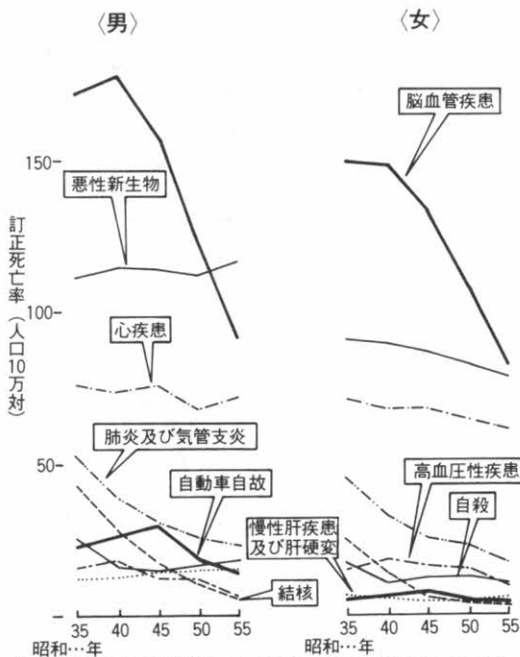
あつて対策を講じていく必要 言葉をもつこと④人間をもつ
があるように思ひます。 と①「人」らしくさせる社会
△健やかに老いることとは▽ をもつこと、という四つの点
私自身、健やかに老いると 成人病の予防は重要な課題
いうことよりは、健やかに死 ますが、健やかに老いるため
ぬためにということをよく考 には集約することができます。
えます。一見矛盾しているよ これは、生まれつき障害を
うに見えますが、今仮りに、 一つ分野に過ぎないこと
現在の状況が続くならば、誰 もつ子どもであろうと、健康
しも考えてしまうことではな を書いている人であろうと、
いでしょうか。 思ひます。

人間が健やかに過すという 今回は、中高年齢層に多く
こと、これは単に病気の意味 年老いた老人であること、そ
がれるということだけを意味 みるられるがんや脳卒中、心臓
しません。

私の本職は小児科で、保健 病などの循環器系の疾患につ
に勤務していた頃の主な任 いてふれましたが、糖尿病や
事は障害をもつ子ども達を如 腎疾患、あるいは結核など、
何に社会活動へ参加させるか まだまだとりあげなければな
ということでした。その中で らない疾患が多くあります。
学んだことは、「ヒト」が「人 いずれの機会にか、また、
になることの意味の深さでし とりあげてみたいと考えてお
た。 ります。

子どもが「ヒト」から「人 病気の予防についての研究
になることの意味の深さでし はまだまだ遅れています。い
た。

性・死因別年齢訂正死亡率の年次推移



注：訂正死亡率の基準人口は、昭和35年の全国性別人口である。

（おわり）

「堀木訴訟」最高裁不当判決 福祉切り捨ての水先き案内

生存権と八〇年代の社会保障の在り方が問われていた。「堀木訴訟」最高裁判決が、七月七日にいわたされました。判決は、国民の期待に著しく反する「上告棄却」という冷酷なものでした。これは、視力障害と母子世帯という二重の苦しみを無視し、司法が行政に屈服し、臨調答申がめざす医療、福祉切りすりに道をひらくものといえます。

堀木さんの辛苦

の道と行政訴訟

堀木文子さんは、全盲と母子世帯という二重の不幸な境遇で生活した。この堀木さんが行政訴訟を決意したのは、生きる希望をばむ多くの矛盾にさいなまれ、辛苦の道をたどってきた人の母親としての正義感でし

た。

全盲の堀木さんにとって、女手ひとつで二児の養育は大変なことでした。そんなある日、児童扶養手当法によって離別母子に児童扶養手当がもたらえることを知り、手当の申請をしました。

待ちのぞんでいた堀木さんに届いた通知は「却下」でした。理由は「他の年金を受けていると

きは支給できない」というものでした。堀木さんは、兵庫県知事に異議の申し立てをしましたが、同じ理由で却下されました。健康な母子世帯に児童扶養手当が支給されるのに、どうして差別されるのでしょうか、と兵庫県知事を相手に行政訴訟を神戸地裁におこしたのです。

一審勝訴に国が

圧力かけ控訴へ

神戸地裁は七二年九月二十日に、堀木さんの訴えを認める判決を出しました。厚生省はこの判決に不服せず、兵庫県知事に圧力をかけて控訴させ、その

一方で児童扶養手当法の非を認め、法改正をすすめる両刃づかの狡猾な手段をとりました。厚生省は一審判決のあとで七三年、児童扶養手当法の改正案を国会に提出し、「老齢福祉年金や障害福祉年金と児童扶養手当法をいっしょにもらえる」ようにしました。ところが大阪高裁は七五年十一月、「児童扶養手当や障害福祉年金のような国の一般財源によるものについては併給制限も合理的」であり、憲法違反ではないと控訴を却下する判決を行いました。

不当な最高裁判決と運動の成果

大阪高裁の判決は、憲法二五一条の根幹である生存権、法の下に平等をうたった第一四条に違反したものであるといえます。また、児童扶養手当法の性格からみて納得できないと、堀木さんは最高裁に上告しました。

最高裁は、高まる批判や国際障害者年という状況、臨調の福祉切りすりの風潮への批判におされて、口頭弁論を認めました。

四月二十八日に八人の弁護士が、母子世帯の生活実態、大阪高裁判決の憲法二五一条判断の誤りなどを明快に指摘しました。

この運動は教えているといえるでしょう。

〈堀木訴訟の争点〉

【児童扶養手当の性格】

(堀木側主張) 児童の健全な成長に寄与するため、児童の養育費を母、養育者に支給する制度で、児童手当の特殊な一形態。
(最高裁判決) 児童扶養手当は、国民年金法所定の母子福祉年金を補完する制度として設けられたとみるのが相当。

【憲法25条解釈】

(堀木側主張) 25条は「人権としての生存権」をはっきり認めており、一項の生存権はすべて社会保障に通じる基本理念、国は25条によりすべての国民に人間らしい最低限度の生活を保障すべき憲法上の義務を負っている。
(最高裁判決) 「健康で文化的な最低限度の生活」とは、抽象的、相対的概念。具体的内容は、その時々文化の発達程度や一般的国民生活の状況との相関関係において決定されるべきで、具体的立法措置は、立法府の広い裁量にゆだねられる。明らかに裁量の逸脱・濫用の場合を除き、裁判所の審査判断に適しない。(毎日新聞より)

ところが、口頭弁論後わずか

二カ月余の審理で、「上告棄却」の不当判決をいわたしました。この判決に新聞、テレビはいっせいに批判し、「司法は福祉から撤退するのか」(朝日新聞社説)と最高裁の姿勢がきびしく指摘されました。堀木訴訟中央対策委員会、弁護団もきびしく批判しました。

運動の 交流広場

「人権尊重の医療推進」を
かけ、日患同盟は六月三十日常
任幹事会と関西地方協代表四五
名による厚生省交渉(第一次中
央行動)をおこないました。

この日、大谷医務局長、三浦
公衆衛生局長をはじめ関係五課
にたいし、①医療の基本を人権
尊重の医療におく②結核公費医
療制度を公費優先で存続、命入
患者一部負担の撤廃③国立病院
療養所の医療従事者増員等、八
項目にわたり要請しました。

これにたいし厚生省は、「マ
イナス・シーリング」というきび
しいなかではあるが、命入を存

人権尊重 の医療を

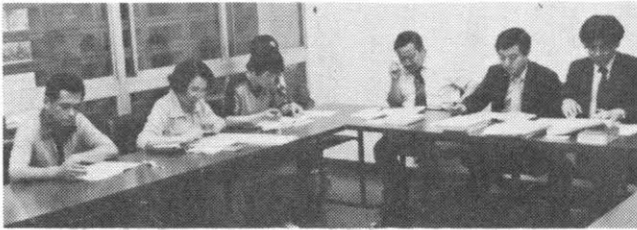
日患同盟第一次行動

続させ、給食材料費の引上げ、
冷房設備の改善など、みなさん
の要望に努力していきたい」と
回答しました。

医療を！ 教育を！

心臓病の子供を守る会
厚生省・文部省へ要請

全国心臓病の子供を守る会
では、昭和五十八年度の国家予
算に対する要求について厚生省



切実な要求を厚生省に交渉する守る会の役員(左側)

及び文部省と折衝しました。
六月九日の厚生省交渉では、
医療体制の整備、公費医療制度
の充実及び拡大、新鮮血液確保
について要望し、延々五時間に
及ぶ緊迫した応答が行われまし
た。しかし、マイナスシーリン
グを盾に「現状維持がやっとな
新規のものはすべて無理！」を
くり返すのみで、話し合いは平
行線をたどるばかりでした。

文部省との交渉は六月三十日
に行われ、当面最も必要な要望
である普通学級と訪問学級との
併用を重点に、学校の設備改善
や、学校における心臓病につい
ての理解啓蒙を推進するよう申
し入れました。しかし、こちら
も過去の答弁のむし返しに終
り、前進はありませんでした。

ハ氏病予 算増して

全患協、各党へ要請

五十八年度ハンセン氏病関係
予算編成に関し、全患協は七月
十三日から十六日にかけて、各
政党本部を訪れ、支援・協力を
要請しました。

①ハンセン氏病療養所に対す

る臨調路線の具体化(施設の統
廃合・職員削減・現場業務の
下請け)をしないこと②患者の
高齢化(平均六十一歳)がすす
み、合併症が二万四千件に増加
しているが、医薬品予算が極度
に不足している一などを説明し
医療充実・職員増員・施設整備
の促進を中心に、予算獲得への
協力を要請しました。

全患協では、各党の回答・情
報にもとずいて、今後、社労委
議員などに対し必要な要請活動
をすすめることにしています。

国立医療 の拡充を

日患・全患協・全医労
が交流学習集会ひらく

日患同盟・全患協・全医労の
三団体は、六月二十九日午後、
国立医療切り捨ての臨調路線に
反対する学習・交流集会を東京
病院(清瀬市)で開きました。

集会には、東京病院と多摩全生
園の患者自治会・全医労支部、
三団体の本部員など約六十人が
参加しました。

各団体の報告では①賃金職員
の雇用率が六〇%②一病棟四人



熱心な討論が続く三団体交流会

日間、静岡県熱海市のホテル・
水菓亭で第三十二回定期大会を
開きました。この大会には県医
労協、単組から代議員、役員ら
約二百人が出席しました。

大会では、軍備増強、福祉切
り捨て、反動的行政改革の臨調
路線をうち破り、広範な労働者、
国民とともに、平和と生活上、
国民医療の確立をめざす一九八
二年度の運動方針案が提案さ
れ熱心な討議が行われました。

の看護助手が三人に縮小③患者
の高齢化と合併症増加で看護婦
不足④夕食を五時にしてほしい
などの意見が出され、参加者は
「医療荒廃」への怒りを新たに
しました。臨調と政府が意図し
ている国立医療機関の「合理化」
医療切り捨てに反対し、患者と
労働者の権利を守り、共闘を強
めることを確認。当面の課題と
して、賃金職員の一〇〇%雇用
・夕食の給食時間延長などにつ
いて、取り組むことを決めまし
た。

医療拡充 願い25年

日本医労協が31回大会

日本医労協は八月で結成二十
五周年を迎えることから、大会
初日の二十日夜、同ホテルで二
十五周年を祝うレセプションが
開かれ、沼田稲次郎都立大名醫
教授ら各界代表多数も出席して
参加代議員、役員らとともに交
流を深めました。

このレセプションには、全患
連から古川事務局長次長とともに
小林事務局長も出席、日本医労
協二十五周年を祝い、関係者と
の交流を深めました。

患者・障害者の利用に配慮を

厚生省などの新合同庁舎に全患連要望

国は、一昨年から厚生省中庭の進行状況をながめながら、完に合同庁舎を建設中で、骨格、外観はほぼできあがり、内装、各種設備工事などを含めて明年秋の完成をめざして工事がすすめてられています。完成後のこの合同庁舎には厚生省、労働省、環境庁が入居することになって

全患連ではかねてから、工事を生行政の本拠にふさわしいもの

の進行状況をながめながら、完成後の新庁舎は患者団体や障害者団体を利用しやすいような配慮がなされているのだろうか、と話し合っていました。

そこで全患連では、六月二十三日、厚生省大臣官房会計課に対し「新庁舎は、患者団体などの陳情などに利用しやすく、厚生行政の本拠にふさわしいもの

にすることを」と、六項目の申し入れを行いました。申し入れは

①会議室、応接室は一階におく
②冷暖房、防音、換気装置の完備
③駐車スペースの確保
④ロビーを広くし椅子を多く置く
⑤階段、廊下、エレベーターなどは患者、障害者が利用しやすいよう
⑥防災対策の完備、の六項目が要望されました。

厚年・障害年金の事後重症制 5年の制限なくせ

障害年金改正をすすめる会・厚生省交渉

全患連をはじめ五十団体が加盟している「障害年金改正をすすめる会」（会長・吉本哲夫障全協事務局長）は、七月二十四日、障害年金制度の改善を求める五項目の要求をもって厚生省交渉を行いました。

この交渉には、吉本会長をはじめ上田、古川両副会長、佐々木事務局長ら役員、加盟団体代表八人が参加しました。厚生省側からは年金局年金課、社会保障庁業務二課から担当の課長補佐らが参加しました。

この交渉にはすすめる会から①厚生年金の事後重症制度の五年の制限を廃止する②障害福祉

年金、各種障害年金を改善し、障害福祉年金の額を拠出制の障害年金なみに引き上げる③国民年金の障害年金にも三級を設ける④障害年金制度の改善プランを具体的に示す⑤各種老齢年金を生活できる年金に改善する、の五項目の要望が出されました。

これらの要望に対し厚生省側は、「五多のマイナスイノベーション」の改善は難しい。年金制度では、物価スライド以外に毎年の改正はあこなわす、五年一度の財政再計算期に改正を行って、国際障害者年の生活保障問題検討委員会が四月にまとめた報告書にもとづいて、専門家会議が障害年金問題を含めて検討をすすめている」などと答えました。

また、事後重症制度の五年の制限撤廃については、「年金局全体の認識として問題意識はもっている。しかし、事後重症制度だけの改正はできない。制度全体の中で改善していく。他制度とのバランスもあり、具体的には社会保険審議会厚生年金部会で検討していく」と答えました。

さらに同会代表が、制度改善までの間、初診日から五年という制限のために受給できない人を運用面で救済していくこと

はできないかと質したのに対し厚生省担当者は、「裁定はあくまで法律にもとづいて行う。しかし、きくしゃくした解釈はしておらず、病気の流れの中で社会的治めを認めるなど指導している」と答えました。

これらの答弁について同会代表は、具体的な事例も示しながら、五年という制限のために受給できない人もいる現行の事後重症制度の矛盾を指摘しました。

厚生省からは十分な回答が得られませんでした。そこで同会代表は、八月にも年金課長の出席も得て再交渉する旨、申し入れを行いました。

これについて国税庁は、法改正の要望は厚生省を通じて大蔵省に出してほしいと答えました。

患者団体も課税対象に 各会に税務調査

全患連が国税庁に説明求める

国税庁は、昨年十一月二十日付で法人税基本通達を改める通知を出しました。この新通知にもとづき各税務署は、管内の公益法人や人格のない社団などに

対し、「事業内容及び給与の支払状況についてのお尋ね」との文書をいつせいに送りました。

全患連や全患連加盟の団体にも、この春頃から同様の文書が送られてきて、常々赤字で悩んでいる各団体は「患者団体にまで課税するのか」と驚いています。

同文書では、「公益法人等や人格のない社団等が収益事業を営んでいる場合には、その収益事業から生じた所得について法人税が課税される」「給与や報酬金等を支払う場合には、その支払の際に所定の所得税の源泉徴収をして納付していただく」とし、最近の事業内容、給与の支払状況を回答するよう求められています。

これについて全患連では、この通知はどのような内容なのか、患者団体にも課税されるのかなどの説明を求めるため七月一日、国税庁を訪ねました。

応待した直税部法人税課戸島企画専門官によると、法人税法施行令第五条で定める「収益事業の範囲」の三十二業種にあれば課税対象とされること、患者団体でも収益事業を行えば例外ではないこと、除外する公益法人等は法で定めてあり解釈の余地はないこと、会報の発行も出版業とみなされること、カンパは課税対象とならないことなどの説明がありました。これに対し全患連代表らは、患者・障害者団体にまで課税するのは不当であると意見を述べました。

福祉切り捨て、軍事費突出

政府、5%のマイナス・シーリング決定

政府は、七月九日に閣議を開き、昭和五十八年度予算の概要要求について「五十七年予算額から五割を削減した金額の範囲内にとどめるものとする」との、マイナス・シーリングを正式決定しました。

これにより、当然増分が八千億円にもなる厚生省関係予算は、年金の制度改正による平年度化増分二千億円が別枠

とされ、生活保護費、国保の国庫負担分は前年度並みとされたものの、大幅に削減しなければならなくなりました。このため新規事業はおろか、従来施策についても打ち切りか抑制の方向がでてくる可能性も予想されます。

一方、この閣議に先立つ七月八日夜からの蔵相と防衛庁長官との会談で、来年度の防

衛予算は五十七年度より七・三五%、千九百億円増の二千七百億円という要求枠で合意しました。

この結果、来年度予算は福祉切り捨て、軍事費突出をめざすものとなっています。

今の焦点と役立ちもの

国家公務員などの共済年金制度について検討する大蔵大臣の私的諮問機関、共済年金制度基本問題研究会は七月十四日、意見書をまとめ渡辺蔵相に提出しました。

同意見書では、現在の共済年金は、二十一世紀到達前後に年金の支払が困難になると予想されるが、これは給付水準が高すぎるからで、今後は

保険料の引き上げ、給付水準の引き下げが必要であるとしています。

また、国鉄共済について、昭和六十年には年金の支払も危ぶまれる状態なので、公共企業体と国家公務員の共済年金は合併すべきであると提唱しています。そしてこの合併のために経過期間と経過措置が必要だが、国鉄共済も給付

および負担の両面から可能な限りの努力をすべきだとしながら、この合併を五十九年度から実施できるようにすることが望ましいとしています。

この提唱について、各方面から反対意見がでてきます。

国鉄共済は国公共済と合併

共済年金制度問題研究会が意見書

男73・79歳、女79・13歳に

平均寿命さらに伸びる—簡易生命表

厚生省は七月十七日、昭和五十六年の簡易生命表・日本人の平均余命を発表しました。この発表によると、年々伸びているわが国の平均寿命はさらに伸びて、男七十三・七九歳、女七十九・二三歳となりました。これは、アイスランドとほぼならぶ世界一の長寿国となっています。

この平均寿命の伸びは、前年と比べて男が〇・四七歳、女が〇・四一歳となつています。この調査がはじまった明治二十四年から三十一年の平均寿命は、男が四十二・八歳、女が四十四・三歳でしたから約九十年間に男が約三十一

なりました。これは、アイスランドとほぼならぶ世界一の長寿国となっています。

この簡易生命表は、昭和五十六年人口動態統計と五十六年十一月一日現在の日本人推計人口を基礎資料とし、昭和五十六年の死亡状況が今後も変らぬと仮定して、各年齢の人があと何年生きられるかを示すもので、ゼロ歳の平均余命が平均年齢となります。

発表のうち、死因別の訂正死亡率は、男ではガン、脳血管疾患、心疾患の順が高く、女では脳血管疾患、ガン、心疾患の順となっています。このうち、男のガンでは胃ガンが減つて、気管、気管支、肺ガンが急増している傾向を示しています。女もほぼ同様に呼吸器系のガンによる死亡が増えています。

これを地域別にみると、男のガンによる死亡は福岡県が最も高く、秋田県、大阪府の順で、女では福岡県、佐賀県、和歌山県の順となっています。さらに、呼吸器系のガンによる死亡の高い地域は、男で沖縄県、大阪府、福岡県、女で大分県、北海道、福岡県となっており、北海道・近畿、南九州が高くなっています。

呼吸器系のガン死が急増

厚生省が55年の訂正死亡率発表

新刊

紹介

人工肛門・人工膀胱の知識

— 同憂者のガイドブック —

高屋通子・高橋のり子著

学習研究社刊

この本は、皮膚科の医者であり、オストメイトとなられた高屋通子先生（都立府中病院皮膚科・医学博士）と、この道で苦

勞された互療会の副会長である高橋のり子さんが共著で出された本で、イラストを多用し目

みて解りやすくしたことが反響を呼んでいます。

この本の特色は、人工肛門、人工膀胱をもつ人が一日も早く

社会復帰できるよう、生活の実際に即したきめ細いガイダンスが書かれており、そのきめ細かなアドバイスは、著者が患者であり医師でありストマ・コン

サルタントであることがマッチしてユニークな内容となり、まさに患者側になつて書かれたテキストで、いわゆる医学専門書

的な難解な用語をさけ、目で見て理解できるよう図解している

点です。

そして巻末には、障害年金の手引きのほか、全国各地でセンターも装具の購入先も紹介されています。

この本を推せんされた聖路加看護大学長・日野原重明先生の言葉を要約して紹介します。

「長年知り合ってきた高屋愛子夫人が、ストマ（人工肛門）の本を書かれたという話があった。

人工肛門をもつ通子夫人がまず患者として、そして医師の立場から、同じ問題をもつ患者としての高橋のり子さんと共著でこの本を出された。

事実上、患者同士の合作と想えるほど、患者の側になつて書かれたストマをもつ人のためのすばらしいテキストである。

消化管のしくみと構造と働きから始まり、人工肛門と自然肛門との違いが実によく書かれている。患者が一病をもちながら

も、病気を考えず健やかに生きるための知性と技術、心の持ち方の三つが細やかにやさしく書かれている。

これは一般向きであるが、看護学生や臨床看護婦のためのものでもないテキストである。看護婦は、ストマをもつ患者を指導しているが、この本を一度読んでおけばさらにきめ細かい指導ができるであろう。」

と、幅広く読んでほしい本であると結ばれているが、こうしたやさしい指導書ができたことは、われわれオストメイトにとっては幸である。医学的な文書というものは、どうしても専門用語が多く理解できにくいものであったが、この本によつてよく理解されたむきもあつたのである。

全患連のみなさんには、ちょっと畑ちがいの感もあるが、こうしたことを一つの例としてよい本が（疾病例別に）できることを望んで紹介した次第です。（互療会幹事・高橋吾郎）

第10回学習交流会のお知らせ

日時 8月28日(土)午後2時から
29日(日)正午まで

会場 多摩全生園自治会館

テーマと講師

・『第二臨調基本答申と患者の医療・福祉』
古川圭助（全患連事務局次長）

・『身体障害者福祉審議会答申と法改正にむけて』

一欧米諸国の事情とも比べながら一

児島美都子（日本福祉大学教授）

参加費 2,000円（宿泊・食事・交流会・資料代）

1,500円（宿泊しない場合）

1,000円（1日だけ参加の方）

お申込・お問い合わせは全患連まで

【5月】

【6月】

▼7日 経済審議会長期展望委員会は報告書を発表。十五年度の国民医療費が約十二兆円になったと発表。

▼10日 厚生省は、昭和五十五年度の社会保障給付費が二十四兆六千億円で発表し、医療、年金ともに十兆円を超えたとした。

▼12日 厚生省は昭和五十七年度の特定疾患治療研究事業の対象に「ウイリス動脈輪閉塞症」を決定した。

▼18日 渡辺蔵相は森下厚相と会談。医療費の二〇％削減を求める。

▼19日 日本看護協会は、障害年金、遺族年金について創立三十五周年記念式、五十七年度通常総会を開催。

▼24日 厚生省の障害者生活保障問題専門家会議は初の会議を開いた。

▼25日 総評医療共闘は、准看制度廃止、看護制度一本化をめざす学習討論集を開いた。

▼29日 労働省は、五十七年五月の一般職業紹介状況で、求職者百人に求人五十八人と発表。

医療・社会保障

メモ

5・6月

▼11日 社会保障審議会厚生年金部会は、会議を開き、まとめた。

望委員会が、二千年の日本一国際化、高齢化、成熟化に備えて」との報告書をまとめた。



堀木最高裁判決に怒り

清瀬市患者・回復者を守る会 棟方 進

私は堀木訴訟の最高裁判決を傍聴するために、期待と不安をもちながら朝早く自宅を出ました。通勤ラッシュに乗り合せ、内部障害者のつらさをいやとい

うほど体験しました。この日、空梅雨は土砂降りにいっぺんし、南門にたどりついたのは午前八時を少しまわっていました。すでに堀木訴訟中央対策委員会の役員は、適切に参加者をささげ、目の不自由な方や学生など遠方から傍聴にかけられた短い短い暮は、なんと

つけた人たちの相談のついでに、十時に入廷開廷が予告されましたが、私は残念ながら抽せんにはずれ、多くの人たちと吉報を待ちました。待つこと三十分、急に報道陣の動きがあわただしくなると同時に、堀木訴訟中央対策委員会の松田事務局次長が石段を駆け下ってきました。延外での待機者の視線が松田さんに集中しました。両手でみんなの前に広げられた短い短い暮は、なんと

「不当判決上告棄却」でした。私は一瞬、疑い自分の目に手をあてて確かめました。しかし判決は期待に反するもので、「こんな冷たい判決は、人間らしく生きる権利をふみにじるものであり許せない」と、力の限りみんなとともに最高裁に向って抗議しました。そのとき私は、憲法二五条で闘った故朝日茂さんがよんだ一首を思い出しました。こみあげる無念は云わず解放の道一すじに歩ま

全患連加盟組織

- <互療会>
〒105 港区新橋5-14-12 大幸ビル2階
☎03(432)3514
- <全国交通労働災害対策協議会>
〒171 豊島区西池袋1-4-5
☎03(982)7361
- <全国腎臓病患者連絡協議会>
〒161 新宿区下落合3-15-29 田沼ビル
☎03(952)5340
- <全国心臓病の子供を守る会>
〒101 千代田区神田北乗物町17 北乗ビル
☎03(256)8424
- <全国ハンセン氏病患者協議会>
〒189 東村山市青葉町4-1-10
☎0423(94)1571
- <全国職業性有害物障害患者協議会>
〒105 港区西新橋2-21-5
☎03-(433)2082
- <日本患者同盟>
〒204 清瀬市松山2-13-12
☎0424(91)0058
- <慢性一酸化炭素中毒患者会>
〒151 渋谷区千駄ヶ谷1-31-5 代々木病院内

事務局から

▼空梅雨かと思つたら、集中豪雨で九州地方は大変な被害ができました。被害にあわれた方には心からお見舞い申し上げます▼一年間にわたって連載した「高齢化社会と成人病」は、好評のうちに今回で終わりました。ご多忙の中をご執筆いただいた土居先生に厚くお礼申し上げます▼82号からは新しい連載がはじまります。お楽しみに。

お申し込みは各都道府県患者同盟へ

または東京都清瀬市松山2-13-12
日本患者同盟総務部(郵便番号204)
へ送料をそえてお申込みください。
(200円以下の切手でお願いします。)

碧海の

サナトリウムでなにか

三柏園事件記録編纂委員会編/労働旬報社刊

三柏園事件物語 定価1400円
送料 250円

青い海、緑濃い山に囲まれた療養所が、警官を導入し患者をはおり出して閉鎖された。そして、それに抗議した人を逮捕した。本書は、朝日訴訟と並ぶ患者運動

の金字塔〈三柏園事件〉のたたかいと勝利への原動力は何かを明らかにして、今日の臨調=福祉見直し路線から国民の生活と健康を守るものは何かを問いかける。